別紙第8号書式を次のように改める。

**別紙第８号書式**

## 納税証明書交付請求書

税務署長あて

年　月　日

住　所

氏　名　㊞

番　号

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

記

| | |
|---|---|
| 証明を受ける税目 | |
| 証明を受ける国税の年度 | |
| 証明を受ける事項 | |
| 証明書の数 | |
| 証明請求の目的 | |

備　考

1　用紙の大きさは、日本工業規格A列４とする。

2　国税局長又は税関長に提出する場合には、この書式中「税務署長」とあるのは「国税局長」又は「税関長」とする。

3　税関長に提出する場合には、この書式中「番号」の字句を抹消する。

4　第１号書式備考16は、この書式について準用する。

別紙第9号書式（その1）備考1中「3は」を「4は」に改める。

**附　則**

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2　改正後の国税通則法施行規則第四条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する同項の申出書について適用し、同日前に提出した改正前の国税通則法施行規則第四条第一項の申出書については、なお従前の例による。

**○財務省令第五十三号**

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百七十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「及び住所（」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（」に、「及び住所を」を「、住所及び個人番号又は法人番号を」に、「並びに当該受託者の住所」を「、当該受託者の住所」に、「次項」を「以下この条」に改め、「）の所在地」の下に「並びに当該受託者の個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、当該受託者の氏名又は名称及び当該法人課税信託の名称並びに当該受託者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該法人課税信託の信託された営業所の所在地。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に、「並びに当該」を「、当該」に改め、「営業所の所在地」の下に「並びに当該受託者の個人番号又は法人番号」を加える。

第六条第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第七条第八項中「第四項の」を「第五項の」に、「第五項若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に、「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項に」を「第五項に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は住所」を「、住所又は個人番号」に、「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号又は前項各号」に、「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「令第四十一条の二第一項に規定する障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類（」を「前項に規定する住所等確認書類とは、次に掲げる書類（同項の」に、「とする」を「をいう」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（告知等の日前六月以内に作成されたものに限る。次号において同じ。）

二　印鑑証明書